

鳴門市市民活動支援のための備品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において市内の団体が主催する事業を支援するため、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年鳴門市条例第35号）第7条の規定に基づき、市が所有する音響機器等の備品（以下「備品」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(備品の種類)

第2条 貸出しを行う備品は、市民協働推進課（以下「担当課」という。）が保管する備品のうち別表のとおりとする。

(貸出対象者)

第3条 備品は、市内で活動する次に掲げる団体（以下「市民団体」という。）が主催する事業において使用する場合に貸出すものとする。

- (1) 地区自治振興会
- (2) 町内会又は自治会
- (3) 安全、防災、教育、福祉、環境、文化、スポーツ等関係団体
- (4) その他市長が特に必要と認める団体

2 備品は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業については、備品の貸出しを行わない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の政党の利害に関する事業
- (3) 特定の教派、宗教又は教団を支援する事業
- (4) その他公益を害する恐れがあると認められる事業

(使用申請)

第4条 市民団体の代表者は、備品を使用する日の1月前から前日までの間に、鳴門市備品貸出申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、鳴門市備品貸出使用許可書（様式第2号）を当該申請をした市民団体に交付するものとする。

2 市長は、前項の許可に必要な条件を付すことができる。

(使用許可の取消)

第6条 市長は前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「借受者」という。）が、

次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 災害等その他の事情により、備品を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) この要綱又は使用の許可の際に付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が使用することが適当でないとき。

(管理責任等)

第7条 借受者は、備品の貸出しについて、担当課の指示に従うものとし、備品を善良に管理するものとする。

2 借受者は、申請時の目的以外に使用し、又は転貸してはならない。

3 借受者は、使用が終わり次第、速やかに、貸出時の現状に復したのち返却するものとする。

(損害賠償)

第8条 借受者は、故意若しくは重大な過失により備品を損傷し、又は亡失したときは、借受者の責任において現状に回復し、又は市に対しその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。

別表（第2条関係）

No.	貸出備品	型	数量	備考
1	ワイヤレスアンプ	WA-2700	1	
2	ハンドマイク	WM-1220	2	
3	ハンズフリー拡声器	MM-SPAMP2	1	
4	テント	3.0m×6.0m KA/8W 天幕 白	3	
5	テント	3.0m×3.0m KA/6W 天幕 白	2	
6	横幕	3.0m 白	12	
7	横幕	6.0m 白	3	
8	加重プレート	10KG	26	
9	キャリー		3	
10	自動検温器付き 手指消毒機器	ピッとシュ！ STPS-001	2	
11	机上用パーテーション パネル	550×550×2mm	40	パネルスタンド 2個付

様式第 1 号 (第 4 条関係)

鳴門市備品貸出申請書兼誓約書

年 月 日

(宛先)
鳴門市長

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話番号

鳴門市市民活動支援のための備品貸出要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

貸出期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
貸出品目	
目 的	
活動内容	
使用場所	
使用に関する誓約書	備品の借受けに際して、次の事項を誓約します。 1 担当課の指示に従い機器を善良に管理します。 2 申請時の目的外の使用、転貸はしません。 3 使用が終わり次第、速やかに返却します。 4 自己の責任により機器を毀損又は故障させた場合は、担当課の指示のもと、責任をもって弁償又は修繕を行います。 5 上記のほか、要綱等を遵守し、かつ、市の指示に従って使用します。

※電話番号については、使用日の連絡先もご記入ください。

様式第2号（第5条関係）

鳴門市備品貸出使用許可書

年 月 日

様

鳴門市長

鳴門市市民活動支援のための備品貸出要綱第5条第1項の規定により、次のとおり備品の使用を許可します。

貸出期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
貸出品目	
目的	
活動内容	
使用場所	
使用に関する条件	鳴門市市民活動支援のための備品貸出要綱第5条第2項の規定により、次の条件を付して機器を貸し出します。 1 担当課の指示に従い機器を善良に管理してください。 2 許可内容に変更等が生じた場合は、速やかに申し出てください。 3 使用が終わり次第、速やかに返却してください。 4 自己の責任により機器を毀損又は故障させた場合は、担当課の指示のもと、責任をもって弁償又は修繕を行ってください。 5 上記のほか、要綱等を遵守し、かつ、市の指示に従って使用してください。